

# MSIK Marine News



## 外航貨物海上保険などの「戦争危険」のお取扱いについて

2010年11月23日に発生した、韓国西海岸延坪島への北朝鮮砲撃事件に関して、現在全世界が注目しておりますが、今回のマリンニュースは、企業活動の輸出入に欠かせない外航貨物海上保険や、その他の損害保険における「戦争危険」のお取扱いについて簡単にご説明致します。

### 外航貨物海上保険の保険期間

外航貨物海上保険の保険期間(責任の始終)は火災保険や自動車保険等の期間建保険とは異なり、原則として「A地点からB地点まで」という、いわゆる航海建となっております。また、危険の種類には「海上危険」「ストライキ危険」および「戦争危険」の3種類がありますが、このうち戦争危険だけは保険期間が異なりますので注意が必要です。

### 海上危険・ストライキ危険－倉庫から倉庫まで

貨物保険は一般に、貨物が仕出地にある輸出者の工場や倉庫において、輸送用具への積込みのため最初に動かされたときから、通常の輸送過程を経て、仕向地の買手の倉庫において、荷卸しが完了したときまでの輸送区間が補償の対象となります。

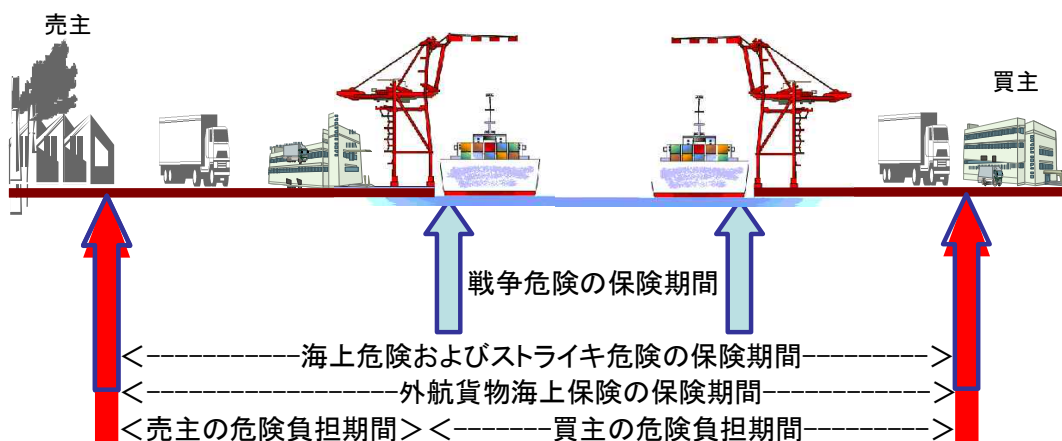
ただし、次のような場合には、輸送の途中であっても保険は終了します。

- 外航本船から荷卸後60日(\*)経過したとき
  - 通常の輸送過程にあたらぬ保管または仕分け等のために倉庫において荷卸されたとき。
- (\*) 韓国保険会社は通常30日を前提とする場合が多い

### 戦争危険－海上輸送中のみ

戦争危険の保険期間は原則として外航本船に積載されている間に限ります。

<(参考)CIF 輸出(海外向け)の場合の保険期間>



### 戦争・ストライキ危険

戦争危険(戦争、内乱、革命、謀反、反乱もしくはこれらから生じる国内闘争、これらの状態における捕獲・拿捕や、遺棄された機雷・魚雷)は2009年制定協会戦争約款を、ストライキ危険(ストライキ、職場閉鎖、労働争議、騒じょうもしくは暴動)は2009年制定協会ストライキ約款を外航貨物海上保険に付帯することで担保致します。この部分については、追加保険料のお支払いが必要です。

2010年11月23日の北朝鮮の砲撃による貨物の損害はこの約款の対象になります。

なお、日本や他の国とは異なり、韓国では外航貨物海上保険に戦争・ストライキ約款を付帯しないケースが多く、この場合戦争危険は担保されないこととなります。企業活動のリスク管理の観点から、この機会に付保内容の点検をされることをお奨め致します。

#### その他の主な免責事項（保険金をお支払いしない場合）

外航貨物海上保険の内容は、世界的に広く使用されている協会貨物約款（Institute Cargo Clauses：以下ICC）によります。多くのお客様が加入されているICC（A）の基本条件はオールリスクタイプですが、次のような場合には保険金をお支払いすることが出来ません。

#### **保険金をお支払いしない主な場合**

- ・航海、運送の遅延に起因する損害
- ・間接費用（慰謝料、違約金、廃棄費用、残存物取片付け費用等）
- ・貨物が陸上にある間の戦争危険による損害
- ・原子力・放射能汚染危険による損害
- ・化学・生物・生物化学・電磁気等の兵器による損害
- ・通常の輸送過程ではない保管中等のテロ危険による損害

上記以外にもお支払いしない場合があります。詳細は協会貨物約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されていますのでご確認ください。

#### **韓国での損害保険種目における「戦争危険」のお取扱い**

下記の通り、韓国損害保険業界におきましても、殆どの損害保険種目で「戦争危険」は免責となっており、保険金のお支払い対象とはなりません。

#### **火災保険**

原因の直接・間接を問わず、地震、噴火または**戦争**、革命、内乱、事変、暴動、騒擾、労働争議、その他、これに類似した事態で生じた火災及び延焼または、それ以外の損害は免責

#### **賠償責任保険**

**戦争**、革命、内乱、事変、テロ、暴動、騒擾、労働争議、その他、これに類似した事態で生じた損害に対する賠償責任は免責

#### **傷害保険**

**戦争**、外国の武力行使、革命、内乱、事変、暴動、騒擾、その他、これに類似した事態で生じた傷害は免責

#### **自動車保険**

**戦争**、革命、内乱、事変、暴動、騒擾、その他、これに類似した事態で生じた損害、地震、噴火、台風、洪水、津波または、これに類似した天災地変による損害（自己身体事故及び自己車両損害の場合、台風、洪水、津波による損害は補償）、核燃料物質の直接または、間接的な影響による損害